

陸上自衛隊
第8混成団

準備は万全
災害救助の装備も充実

熊本市清水町に駐とんする第8混成団は、熊本、鹿兒島及び宮崎県の警備を担当していますが、梅雨期を間近に控え、その災害対策については教育訓練と相俟つて準備に万全を期しています。

こんな時に自衛隊が
出動します

- 自衛隊が災害に出動するのは次の場合です。
- 1、都道府県知事の要請があり、事態やむを得ないと認める場合。
 - 2、災害発生の事態に照らし、特に緊急を要し都道府県知事の要請を待たない場合。
 - 3、庁舎・営舎その他防衛庁の施設又は

これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

自衛隊の災害救助方針

県民の皆さんも既に御承知のとおり、災害が発生すれば所在の陸・海・空自衛隊は関係公共機関と緊密に連絡をとり、災害救助のため部隊を派遣して、人命財産の救護や水防、救護物資の輸送、通信、連絡、道路の啓開、防疫、給水など多種多様な応急作業を行います。

そのためには、関係公共機関と連絡をとりつ、災害発生予想地区或は発生地区に対する偵察を行い、特に情報のしゅう集、分析を周到にして部隊の派遣時機や派遣地域の選定を適切にするようにしています。

偵察部隊は各方面に

偵察部隊は北熊本駐とん部隊が受持ち、幹部を長とする三〜四名とジープ一台、無線機一台の編成で、次の様な地区



災害復旧に活躍する自衛隊員(昨7月天水村にて)

区分になつており、常時速かに派遣できる態勢にあります。なお、状況によっては飛行機、ヘリコプターによる偵察も併せて実施するよう計画しています。

(偵察部隊派遣箇所)
熊本県災害対策本部、県警察本部
菊池川偵察班 白川偵察班
緑川偵察班 球磨川偵察班
有明海岸偵察部隊：地区を区分して
数組派遣

増援部隊続々到着(昨年7月小島町にて)

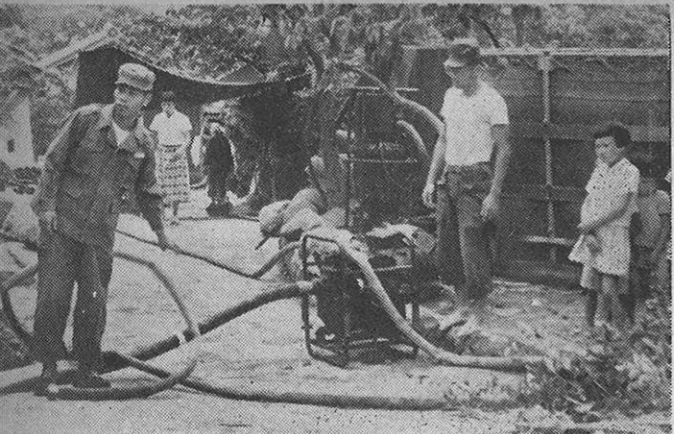


増援部隊も待機

三千名はいつでも出動可能

災害の発生が予想される時は、事態に応じて北熊本駐とん部隊は警戒態勢を益々強化するとともに、所要の人員を部隊内に待機させ、逐次派遣準備を完了して何時でも出動できる態勢に移行します。この場合約三千名の隊員の出動が可能です。

熊本県だけの大きな災害が生じた場合等には、第8混成団長は鹿兒島と宮崎県に駐とんする指揮下部隊をよ寄せざるほか、更に必要な場合は、西部方面総監に申請して、第四管区隊等からの増援もつけて任務を完遂します。なお、指揮下の



給水セットの活躍(昨年7月小島町にて).....★

第8施設大隊は技術的救援作業に応じ得るよう準備しています。

充実した装備の数かず

「ペーリー橋」や土木車輛も
災害派遣部隊の装備は、現有の装備品をもつて、その災害の相にに応じて決定されますが、特に今年あらたに「ペーリー橋」が装備されましたので、橋梁流失に直ちに対応できるようにになりました。

部隊の主な装備品を次に御紹介します

折畳舟	18隻	乗艇可能人員は1隻について4名
舷外機	6ヶ	折畳舟にとりつけて機動艇として使用する
モータボート	1隻	折畳舟を3隻つないで船にする。自動車輸送用(150トン用)
軽門橋	1ヶ	2人用 10隻
偵察用ボート	15隻	5人用 5隻
軽徒橋	140m	人員のみ渡す橋、140m架橋可能
M ₂ 鉄導板橋	40m	50トン用
ペーリー橋	75m	20トン〜50トン用
給水セット	4セット	飲料水として浄水殺菌する
バケツ	200個	
ポンプ	2台	
トラック	20台	
ジープ	6台	

その他車輛、通信器材等があります。

むすび

以上自衛隊の災害対策の準備についてあらまし紹介しましたが、自衛隊の災害出動にあつては、各公共機関をはじめ県民の皆様御支援助と御理解に負うところが大変大きいわけですね。

南米へ行く桜井知事

ブラジルのサンパウロで、六月十八日行われる日本移民五〇年祭には、桜井知事も日本代表の一人として参加することになり、去る五月三十一日熊本を立ち、六月八日、日航機で羽田を飛びたちました。

まずサンパウロ到着後、モンテビデオ、ブエノスアイレスを廻り、再びサンパウロにおける十八日の式典に参列の後、リオデジャネイロ、ロスアンゼルス、サンフランシスコ、ホノルルを経て七月二日羽田に到着する予定です。

途中では、各地の熊本県出身の方々にもお会いする計画で、そのために、おみやげとして県広報課で撮影した十六ミリ・カラー映画「郷土熊本」と県公衆衛生課の「火の国はみんな笑顔で」の二本、録音テープとしては「縁合夏の夜話」「録音風物詩・天草の海」「熊本の町で拾った物うりの声」「NHK熊本民謡集」「RKKバツテン組の肥後にわか」

商店へお願い

「商業統計調査」について

商業統計調査規則に基づいて一年おき実施している「商業統計調査」が今年も七月一日をもって行われることになりましたが、この調査はわが国の商業者の分布と活動状況を確実に把握する目的で行われる重要な調査です。

この調査では、卸、小売を営んでおられる商店、飲食店が調査の対象になっております。これらの商店には後日調査員が参りました調査票に必要事項の記入をお願いいたしますので、御多用中恐縮ですが、先に述べた趣旨を充分御理解の上正確に御記入頂きますまで指定された日に調査員に提出して下さい。

御提出いただいた調査票の内容は他に洩らしたり、徴税関係に利用する事は絶対にありません。もし関係者が他に洩らした時は罰せられる等、各商店の経営上の秘密保護については万全の措置がとっておりますのでその点お含みの上、御協力下さいますようお願いいたします。(統計課)